

～ 一関市からのお知らせ ～

令和7年4月1日から、
次の手数料などが変わります。

建築基準法関係

- 確認申請、完了検査申請手数料
- 仮使用の認定申請手数料 など

エコまち法関係

- 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

建築物省エネ法関係

- 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料
- 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 など

都市計画法関係

- 開発行為許可申請手数料（4月1日と5月23日の2段階で改正）
- 開発登録簿の写しの交付手数料 など



【お問い合わせ先】

一関市 建設部 都市整備課 建築指導係

TEL : 0191-21-8543 FAX : 0191-21-8800

mail : ichi-gentoku@city.ichinoseki.iwate.jp

● 確認申請等手数料（令和7年4月1日～）

(1)の額に、(2)又は(3)の額を加算した額

(1) 確認申請・完了検査手数料

種 別	床面積の合計（A）	確認申請 手 数 料	完了検査申請 手 数 料
建 築 物	$A \leq 30 \text{ m}^2$	8,000 円	14,000 円
	$30 \text{ m}^2 < A \leq 100 \text{ m}^2$	15,000 円	18,000 円
	$100 \text{ m}^2 < A \leq 200 \text{ m}^2$	28,000 円	23,000 円
	$200 \text{ m}^2 < A \leq 500 \text{ m}^2$	33,000 円	32,000 円
	$500 \text{ m}^2 < A \leq 1,000 \text{ m}^2$	49,000 円	53,000 円
	$1,000 \text{ m}^2 < A \leq 2,000 \text{ m}^2$	68,000 円	73,000 円
	$2,000 \text{ m}^2 < A \leq 10,000 \text{ m}^2$	200,000 円	170,000 円
	$10,000 \text{ m}^2 < A \leq 50,000 \text{ m}^2$	320,000 円	270,000 円
	$50,000 \text{ m}^2 < A$	610,000 円	510,000 円
建築設備		12,000 円	18,000 円
工作物		11,000 円	12,000 円

※ 計画変更する場合の手数料算定の基となる床面積

【岩手県建築基準法施行条例第 11 条第 2 項第 2 号】

- ・ 当該計画の変更に係る部分の床面積の 1/2
- ・ 床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積

※ 移転、大規模の修繕・模様替え又は用途変更する場合の手数料算定の基となる床面積

【岩手県建築基準法施行条例第 11 条第 2 項第 3 号】

- ・ 当該移転、修繕、模様替え又は用途変更に係る部分の床面積の 1/2

※ 建築設備の計画変更は 6,000 円、工作物の計画変更は 6,000 円

(2) 加算する確認申請手数料（住宅等の省エネ性能を仕様基準で評価する場合）

建築物の用途	床面積(※)の合計（A）	加算額
一戸建ての住宅	$A < 200 \text{ m}^2$	13,000 円
	$200 \text{ m}^2 \leq A$	15,000 円
共同住宅等 （長屋、寄宿舎、下宿）	$A < 300 \text{ m}^2$	24,000 円
	$300 \text{ m}^2 \leq A < 2,000 \text{ m}^2$	38,000 円
	$2,000 \text{ m}^2 \leq A < 5,000 \text{ m}^2$	60,000 円
	$5,000 \text{ m}^2 \leq A$	78,000 円

※ 建築物の省エネ性能を仕様基準で判定する部分の床面積

(3) 加算する完了検査申請手数料（建築物（新3号建築物を除く）の省エネ性能を検査する場合）

名称	床面積(※)の合計（A）	加算額
建築物	$A < 200 \text{ m}^2$	7,000 円
	$200 \text{ m}^2 \leq A < 500 \text{ m}^2$	9,000 円
	$500 \text{ m}^2 \leq A < 1,000 \text{ m}^2$	20,000 円
	$1,000 \text{ m}^2 \leq A < 2,000 \text{ m}^2$	23,000 円
	$2,000 \text{ m}^2 \leq A < 10,000 \text{ m}^2$	84,000 円
	$10,000 \text{ m}^2 \leq A$	120,000 円

※ 建築物の省エネ性能を検査する部分の床面積

- 一関市は限定特定行政庁（法第97条の2）であり、取り扱いができる建築物・工作物は次のとおりです。

【建築物】

建築物の種類 (法6条1項)	建築物の規模等	取り扱い 行政庁
1号建築物	法別表第1(い)欄に掲げる用途の特殊建築物で、その用途部分の床面積が200㎡超	岩手県
2号建築物 (その一部)	1号建築物を除き、階数が2以上、又は延べ面積が200㎡超	岩手県
	木造で、階数が2、又は延べ面積が200㎡超～300㎡以下	一関市
3号建築物	1号・2号建築物を除く建築物 ・構造を問わず、階数が1かつ延べ面積が200㎡以下	一関市

※ 法改正により、旧4号建築物のうち木造で延べ面積が300㎡超～500㎡は、岩手県の取り扱いに変わりました。

【工作物】

工作物の種類	高さ	取り扱い 行政庁
煙突（支枠や支線を含み、ストーブの煙突を除く）	6m < H ≤ 10m	一関市
	10m < H	岩手県
RC造の柱、鉄柱、木柱など（旗ざおを除く）	15m < H	岩手県
広告塔、広告板、装飾塔、記念塔など	4m < H ≤ 10m	一関市
	10m < H	岩手県
高架水槽、サイロ、物見塔など	8m < H	岩手県
擁壁	2m < H ≤ 3m	一関市
	3m < H	岩手県

※ 岩手県が取り扱う規模の建築物の敷地に設置する工作物は、岩手県が取り扱います。

● 各認定申請関係手数料（令和7年4月1日～）

申請の種類	手数料
仮使用の認定（法第7条の6第1項第1号若しくは第2号） （法第18条第38項第1号若しくは第2号）	120,000円
接道の認定（法第43条第2項第1号）	27,000円

※ 接道許可（法第43条第2項第2号）は、岩手県が取り扱います。（34,000円/件）

● 仮設建築物等の建築の許可申請手数料（令和5年6月30日～）

申請の種類	床面積の合計（A）	手数料
仮設建築物等の建築の許可 （法第85条第6項又は法第87条の3第6項）	A ≤ 100㎡	70,000円
	100㎡ < A	90,000円

● 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（令和7年4月1日～）

区分		床面積の合計（A）	手数料（円）		
			適合証なし	適合証あり	
評価する部分及び基準					
一戸建ての住宅 共同住宅等の住戸部分	標準計算	$A < 200 \text{ m}^2$	36,000	5,000	
		$200 \text{ m}^2 \leq A$	72,000	10,000	
	仕様基準	$A < 200 \text{ m}^2$	18,000	5,000	
		$200 \text{ m}^2 \leq A$	19,000	5,000	
	仕様・計算併用	$A < 200 \text{ m}^2$	26,000	5,000	
		$200 \text{ m}^2 \leq A$	29,000	5,000	
共同住宅等の共用部分	標準計算	$A < 300 \text{ m}^2$	114,000	10,000	
		$300 \text{ m}^2 = A$	187,000	28,000	
	仕様基準	$A < 300 \text{ m}^2$	34,000	10,000	
		$300 \text{ m}^2 = A$	59,000	21,000	
	仕様・計算併用	$A < 300 \text{ m}^2$	53,000	10,000	
		$300 \text{ m}^2 = A$	89,000	21,000	
非住宅建築物 （工場等（※）を除く）	標準入力法	$A < 300 \text{ m}^2$	235,000	10,000	
	モデル建物法		90,000		
	標準入力法	$300 \text{ m}^2 = A$	295,000	17,000	
	モデル建物法		115,000		
非住宅建築物 （工場等（※））	標準入力法	$A < 300 \text{ m}^2$	24,000	10,000	
	モデル建物法		20,000		
	標準入力法	$300 \text{ m}^2 = A$	32,000	17,000	
	モデル建物法		27,000		
住宅・非住宅複合建築物の建築物全体 非住宅部分全体又は住宅部分全体		住宅・非住宅 合算			

※ 工場等：工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場などの用途に供する建築物

- ・ 認定申請は1棟ごとになります。（複数棟の合計の床面積に対応した手数料ではありません。）
- ・ 認定申請に併せて建築基準関係規定の適合審査を併せて申請する場合は、確認申請手数料を加算した額になります。
- ・ 認定を受けた計画の変更をする場合の手数料の額は、岩手県建築基準法施行条例第11条第2項第2号の規定により算定した床面積を上記表にあてはめ算定した額になります。

【岩手県建築基準法施行条例第11条第2項第2号】

- ・ 当該計画の変更に係る部分の床面積の1/2
- ・ 床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積

● 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料（令和7年4月1日～）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項の規定に基づき、令和3年3月19日一関市告示第65号により、令和3年4月1日から登録建築物エネルギー消費性能判定機関が建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部の業務を行えます。

区分			床面積の合計（A）（※1）	手数料（円）
評価する部分及び基準				
住宅部分	戸建住宅等	標準計算	A < 200 m ²	35,000
			200 m ² ≤ A	40,000
		仕様・計算併用	A < 200 m ²	26,000
			200 m ² ≤ A	29,000
	共同住宅等	標準計算	A < 300 m ²	71,000
			300 m ² = A	119,000
		仕様・計算併用	A < 300 m ²	53,000
			300 m ² = A	89,000
非住宅部分 （工場等（※2）を除く）	標準入力法	A < 300 m ²	235,000	
		300 m ² = A	295,000	
	モデル建物法	A < 300 m ²	90,000	
		300 m ² = A	115,000	
非住宅部分 （工場等（※2））	標準入力法	A < 300 m ²	24,000	
		300 m ² = A	32,000	
	モデル建物法	A < 300 m ²	20,000	
		300 m ² = A	27,000	
住宅・非住宅複合建築物			住宅・非住宅 合算	

※1 床面積：建築基準法上の床面積から開放部分を除いた床面積（施行令第4条第1号に規定）

※2 工場等：工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場などの用途に供する部分

(1) 計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

計画変更をする場合の手数料の額は、岩手県建築基準法施行条例第11条第2項第2号の規定により算出した対象床面積により、上記の表から算定する。

【岩手県建築基準法施行条例第11条第2項第2号】

- ・ 当該計画の変更に係る部分の床面積の1/2
- ・ 床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積

(2) 計画の軽微な変更に関する証明書の交付手数料

変更に係る適合性判定と同様に床面積算定を行い、上記の表から算定する。

● 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料（令和7年4月1日～）

区 分			手数料（円）		
評価する部分及び基準		床面積の合計（A）	適合証なし	適合証あり	
住宅部分	戸建住宅等	標準計算	$A < 200 \text{ m}^2$	35,000	5,000
			$200 \text{ m}^2 \leq A$	40,000	5,000
		仕様基準	$A < 200 \text{ m}^2$	18,000	5,000
			$200 \text{ m}^2 \leq A$	19,000	5,000
		仕様・計算併用	$A < 200 \text{ m}^2$	26,000	5,000
			$200 \text{ m}^2 \leq A$	29,000	5,000
	共同住宅等	標準計算	$A < 300 \text{ m}^2$	71,000	10,000
			$300 \text{ m}^2 = A$	119,000	21,000
		仕様基準	$A < 300 \text{ m}^2$	34,000	10,000
			$300 \text{ m}^2 = A$	59,000	21,000
		仕様・計算併用	$A < 300 \text{ m}^2$	53,000	10,000
			$300 \text{ m}^2 = A$	89,000	21,000
非住宅部分 （工場等（※2） を除く）	標準入力法	$A < 300 \text{ m}^2$	235,000	10,000	
		$300 \text{ m}^2 = A$	295,000	17,000	
	モデル建物法	$A < 300 \text{ m}^2$	90,000	10,000	
		$300 \text{ m}^2 = A$	115,000	17,000	
非住宅部分 （工場等（※2））	標準入力法	$A < 300 \text{ m}^2$	24,000	10,000	
		$300 \text{ m}^2 = A$	32,000	17,000	
	モデル建物法	$A < 300 \text{ m}^2$	20,000	10,000	
		$300 \text{ m}^2 = A$	27,000	17,000	
住宅・非住宅複合建築物		住宅・非住宅 合算			

※1 床面積：住宅部分の共用部を評価に算入しない場合は、床面積から共用部の床面積を除き、額を算定する。

※2 工場等：工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場などの用途に供する部分

- ・ 認定申請は1棟ごとになります。（複数棟の合計の床面積に対応した手数料ではありません。）
- ・ 認定申請に併せて建築基準関係規定の適合審査を併せて申請する場合は、確認申請手数料を加算した額になります。

(1) 計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定手数料

認定を受けた計画の変更をする場合の手数料の額は、岩手県建築基準法施行条例第11条第2項第2号の規定により算定した床面積を上記表にあてはめ算定した額になります。

【岩手県建築基準法施行条例第11条第2項第2号】

- ・ 当該計画の変更に係る部分の床面積の1/2
- ・ 床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積

● 開発許可等手数料

手数料の額は、「改正①」は令和7年4月1日以降、「改正②」は令和7年5月23日以降に適用される。

区分	摘要	開発区域面積 (A)	手数料 (円)		
			現行	改正①	改正②
開発行為の許可申請 (法第29条)	主として、次の開発行為 ・ 自己の居住用 (住宅の建築)	A < 0.1ha	8,600	8,900	13,000
		0.1ha ≤ A < 0.3ha	22,000	23,000	32,000
		0.3ha ≤ A < 0.6ha	43,000	45,000	58,000
		0.6ha ≤ A < 1 ha	86,000	89,000	100,000
		1 ha ≤ A < 3 ha	130,000	140,000	160,000
		3 ha ≤ A < 6 ha	170,000	180,000	220,000
		6 ha ≤ A < 10 ha	220,000	230,000	320,000
	10 ha ≤ A	300,000	310,000	430,000	
	主として、次の開発行為 ・ 自己の業務用 (住宅以外の建築) ・ 自己の業務用 (特定工作物の建設)	A < 0.1ha	13,000	14,000	18,000
		0.1ha ≤ A < 0.3ha	30,000	31,000	40,000
		0.3ha ≤ A < 0.6ha	65,000	67,000	80,000
		0.6ha ≤ A < 1 ha	120,000	130,000	140,000
		1 ha ≤ A < 3 ha	200,000	210,000	230,000
		3 ha ≤ A < 6 ha	270,000	280,000	320,000
		6 ha ≤ A < 10 ha	340,000	350,000	440,000
	10 ha ≤ A	480,000	500,000	620,000	
	上記以外の開発行為	A < 0.1ha	86,000	89,000	93,000
		0.1ha ≤ A < 0.3ha	130,000	140,000	150,000
		0.3ha ≤ A < 0.6ha	190,000	200,000	210,000
		0.6ha ≤ A < 1 ha	260,000	270,000	280,000
		1 ha ≤ A < 3 ha	390,000	400,000	420,000
3 ha ≤ A < 6 ha		510,000	530,000	570,000	
6 ha ≤ A < 10 ha		660,000	690,000	780,000	
10 ha ≤ A	870,000	900,000	1,020,000		
開発行為の変更許可申請 (法第35条の2)	変更許可申請1件につき、 変更許可申請の表ア～ウに 掲げる額を合算した額	[略]	上限額 870,000	上限額 900,000	上限額 1,020,000

区分	摘要	手数料 (円)	
		現行	改正①
用途地域の定めのない土地における建築物の特例許可申請 (法第41条第2項ただし書関係)		46,000	48,000
予定建築物等以外の建築等許可申請 (法第42条第1項ただし書関係)		26,000	27,000
開発許可を受けた地位の承継の承認申請 (法第45条関係)	主として次の開発行為で、開発面積が1ha未満 ・ 自己の居住用 (住宅の建築) ・ 自己の業務用 (住宅以外の建築) ・ 自己の業務用 (特定工作物の建設)	1,700	1,800
	主として次の開発行為で、開発面積が1ha以上 ・ 自己の業務用 (住宅以外の建築) ・ 自己の業務用 (特定工作物の建設)	2,700	2,800
	上記以外のもの	17,000	18,000
開発登録簿の写しの交付申請 (法第47条第5項関係)		470	490
用途地域の定められていない土地の区域における建築に関する証明書交付申請 (法施行規則第60条第1項)		—	1,500